

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

国家とは政治的な運命共同体である。それ故、我が国の運命に責任を持たない外国人に対しては、たとえ地方選挙権であっても認めることはできない。

国政と地方政治は密接で不可分の関係にあるからである。

日本国憲法は、選挙権が「国民固有の権利」（第15条第1項）であることを明記している。これについて最高裁判所は、「憲法第15条第1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」とした。また、「国と地方」は不可分一体であるとの認識のもとに、地方自治体の選挙について定めた憲法第93条第2項の「住民」も「日本国民」を意味しており、「外国人に選挙権を保障したものではない」としている（最高裁、平成7年2月28日判決）。例えば、地方選挙権を手にした定住外国人が大挙して住民登録を行い、市長選挙や市議会議員選挙においてキャスティングボードを握ったらどうなるだろうか。

一方、国籍法第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月18日

千葉県東金市議会議長 石渡徹男

衆議院議長

参議院議長 あて

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣